



飯能暮らしを応援します! 飯能市で多世代同居・近居をお考えの方へ

令和3年4月版



令和3年度

飯能市多世代同居・近居住宅取得事業補助金について

飯能市は、住宅環境の向上、定住促進、市内経済の活性化、若い世代の飯能暮らし応援等のため、多世代型住宅取得費の一部を補助します。また、空き家を有効に活用するため、空き家バンク制度を利用された方に補助金を加算します。

取得費の

10%

親世代、子や孫世代がともに市外から転入、又はいずれかの世代が市外から転入して同居・近居するために住宅を取得する場合（近居の場合、賃貸住宅は対象外）



最大で

40万円

【交付申請】

<新築住宅の場合>

※転入前かつ着工する前に、次に掲げる書類を補助金交付申請書に添付し、提出してください。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 納税証明書（世代ごとの世帯主のもの）
- (3) 同居・近居予定者が直系親族であることを証する戸籍全部事項証明書
- (4) 市内に転入を予定している者の住民票の写し【近居する場合】
- (5) 近居の対象となる住宅の所在証明書等

<建売住宅・中古住宅の場合>

※転入前に、次に掲げる書類を補助金交付申請書に添付し、提出してください。

- (1) 売買契約書の写し
- (2) 納税証明書（世代ごとの世帯主のもの）
- (3) 同居・近居予定者が直系親族であることを証する戸籍全部事項証明書
- (4) 市内に転入を予定している者の住民票の写し【近居する場合】
- (5) 近居の対象となる住宅の所在証明書等【空き家バンク制度利用の場合】
- (6) 利用した旨を証する書類

対象住宅

下記の条件のいずれにも該当する飯能市内の住宅で、市外から転入したいずれか一つの世帯が居住する住宅又はマンション

- ① 住宅取得者又はその直系親族が居住する住宅又はマンション
- ② 多世代世帯として同居・近居を予定している住宅又はマンション

補助金額

- ① 補助対象住宅取得費の10%
- ② 補助限度額
 - ・新築住宅で市内事業者施工の場合 40万円
 - ・" で市外事業者施工の場合 10万円
 - ・建売住宅・中古住宅の場合 10万円
- ③ 空き家バンク制度を利用して中古住宅を取得した場合、一律10万円を加算

【市内事業者とは】

市内の個人事業主又は市内に本店もしくは営業所等（市内に法人市民税の事業所開設届を提出しているものに限り。）を置く法人事業者をいいます。

申請できる方（下記の条件のいずれにも該当する方）

- ① 住宅を取得するために工事請負（売買）契約を締結した方
 - ② 市税（国民健康保険税を含む）に未納がない方
- ※原則として申請年度内に、転入予定者が転入すること、及び対象住宅の保存登記を完了させることが条件となります。

申請の手続き等

- ① 新築住宅（建替含む）の場合は転入前かつ着工前に、建売住宅・中古住宅の場合は転入前に申請書及び添付書類をご提出ください。
- ② 書類の提出は事業者の方でも可能です。
- ③ 申請後に事業費を増額することはできませんのでご注意ください。

【問い合わせ先・申請受付窓口】

飯能市建設部建築課 電話 042-973-2170

【書類審査・交付決定】

・交付決定通知書の送付

【実績報告】

※転入後に次に掲げる書類を実績報告書に添付し、提出してください

【提出期限】①又は②のどちらか早い日

- ① 補助対象住宅の取得後30日以内
- ② 令和4年3月20日

- (1) 取得費用の支払が確認できる書類
- (2) 取得した住宅に係る登記全部事項証明
- (3) 住宅全体の写真【建築確認申請が必要な住宅の場合】
- (4) 検査済証の写し

【書類審査・交付確定】

・補助金確定通知書の送付

【補助金請求書提出・補助金交付】